

# 仙台市移住支援金申請の手引き

令和8年4月

仙台市経済局商業・人材支援課

## 目次

1	目的	1
2	申請フロー	1
3	支援金の額	1
4	交付要件	2
4.1	移住元に関する要件	2
4.2	移住先に関する要件	3
4.2.1	就業の場合	3
4.2.1(1)	就業（一般就業）の場合	3
4.2.1(2)	就業（専門人材）の場合	4
4.2.2	起業の場合	4
4.2.3	テレワークの場合	5
4.2.4	関係人口の場合	6
4.2.4(1)	農林水産業に就業の場合	6
4.2.4(2)	家業の承継の場合	6
4.2.4(3)	UIJ ターン促進イベント参加後に就業の場合	7
4.4	その他要件（就業・企業・テレワーク・関係人口共通）	8
4.5	世帯で移住する場合の要件	8
4.6	18歳未満の世帯員の加算を申請する場合の要件	8
5	申請書類	9
6	申請方法	12
7	申請期限	12
8	交付の条件及び注意点	12
9	転出する場合の手続きについて	13
10	その他	13
11	Q & A	13

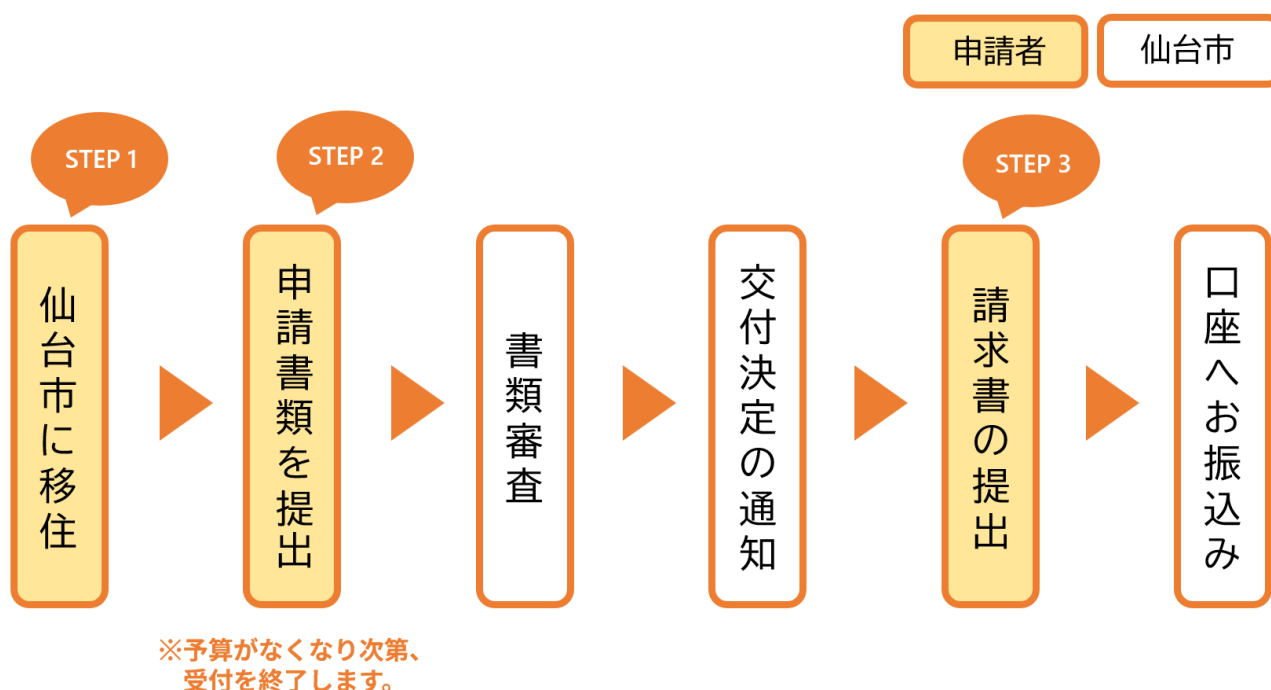
## 1 目的

東京圏への過度な人口集中の是正および地方における人手不足対策を目的として、東京圏からの移住者のうち、要件を満たした方に移住支援金を交付します。

この手引きは、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱（令和元年8月7日経済局長決裁）」に定める内容を具体的に説明・補足するものです。

## 2 申請フロー

申請から交付までの流れは主に次のとおりです。要件の詳細は「3 交付要件」でご確認いただき、申請可能期間内に申請をしてください。



## 3 支援金の額

仙台市移住支援金の交付決定を受けた方は、次のとおり支援金の交付を受けることができます。

申請区分	交付金額
単身で移住の場合	60万円
世帯で移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員の人数に応じ加算	1人あたり100万円

## 4. 交付要件

3.1~3.4 の全ての要件を満たす方が対象者となります。また、2人以上の世帯で申請する場合は、3.1~3.4に加えて3.5も、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は3.6も満たす必要があります。

### 4.1 移住元に関する要件

次の（ア）～（イ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	仙台市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域（※1）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。（※2、3）
（イ）	住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）（※2）

※1 条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村）。

<東京都>

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

<埼玉県>

秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

<千葉県>

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

<神奈川県>

三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※2 東京圏（条件不利地域以外の地域）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学した後、東京23区内の企業等へ就職した者については、在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等を提出することにより、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。ただし、算入可能な期間は、通学していた大学等の修業年限（高専は普通高校の期間を除いた2年、4年制大学は4年）が上限となります。

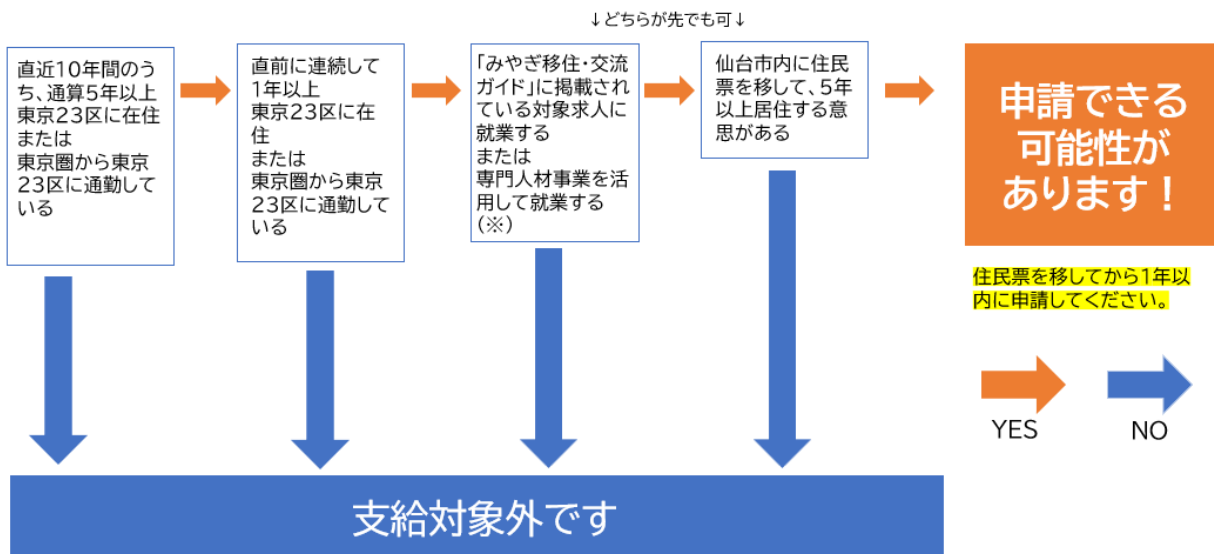
※3 東京23区内の在住期間・通勤期間のそれぞれ単独では5年以上を満たさない場合であっても、各期間を合算することにより通算5年以上となる場合は、要件を満たしています。

## 4.2 移住先に関する要件

次の（ア）～（ウ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
（イ）	申請後5年以上継続して仙台市に居住する意思があること。
（ウ）	就業・起業等に関する要件を満たしていること

### 4.2.1 就業の場合（一般の就業・専門人材事業）



※「宮城県プロフェッショナル人材拠点」「先導的人材マッチング事業」を活用した就業が該当します。

#### 4.2.1. (1) 就業（一般就業）の場合

次の（ア）～（カ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	「みやぎ移住・交流ガイド」( <a href="https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/">https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/</a> )に掲載されている移住支援金の対象求人（週20時間以上の無期雇用契約）に新規就業したこと。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
（イ）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（ウ）	申請時において、対象法人に在職していること。
（エ）	対象求人への応募日が、「みやぎ移住・交流ガイド」に対象求人として掲載された日以降であること。
（オ）	就業先の対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
（カ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。

#### 4.2.1. (1) 就業（専門人材）の場合

次の（ア）～（カ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業（※1）又は先導的人材マッチング事業（※2）を利用して新規就業したこと（週20時間以上の無期雇用契約）。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
（イ）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（ウ）	申請時において、当該就業先に在職していること。
（エ）	当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
（オ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。
（カ）	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※1 宮城県では「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点 (<https://miyagi-projinzai.jp/>)」を活用した就業が該当します。事業概要等につきましては、下記をご参照ください。

- ・プロフェッショナル人材事業とは宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点が、プロ人材を採用したい企業のニーズをヒアリングの上、登録した民間人材紹介事業者に引き継ぎ、人材マッチングを行うことです。

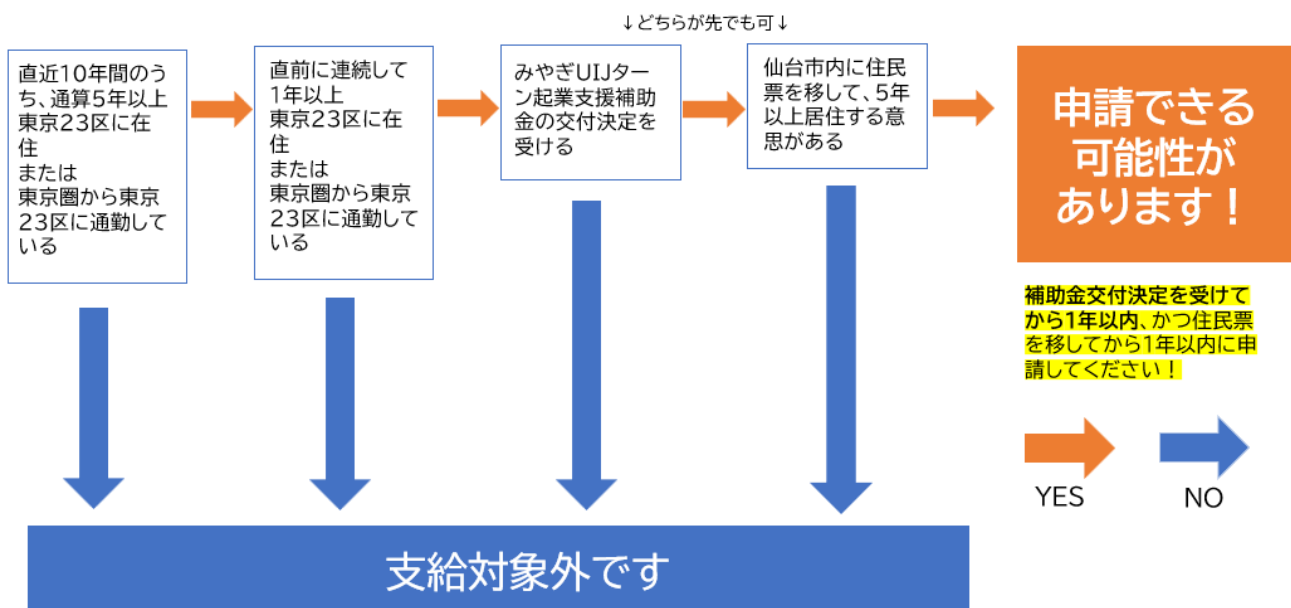
- ・プロフェッショナル人材事業とは（内閣府ホームページ：<https://www.pro-jinzai.go.jp/>）

※2 事業概要等につきましては、下記をご参照ください。

- ・先導的人材マッチング事業とは内閣府より採択された事業者が、地域の中小企業の課題聴取等を行ったうえで、人材マッチングを行うことです。

- ・先導的人材マッチング事業とは（内閣府ホームページ：<https://pioneering-hr.jp/>）

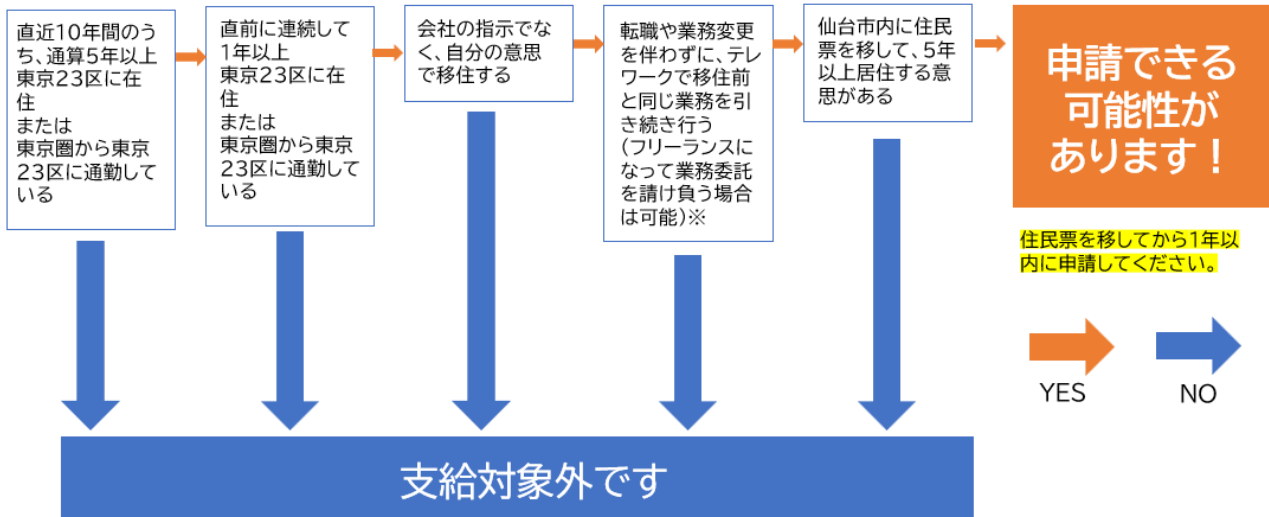
#### 4.2.2 起業の場合



次の（ア）～（イ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	宮城県に対し「みやぎUIJ ターン起業支援補助金」の申請を行い、交付決定を受けたこと。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
（イ）	「みやぎUIJ ターン起業支援補助金」の交付決定を受けてから1年以内であること。

#### 4.2.3 テレワークの場合

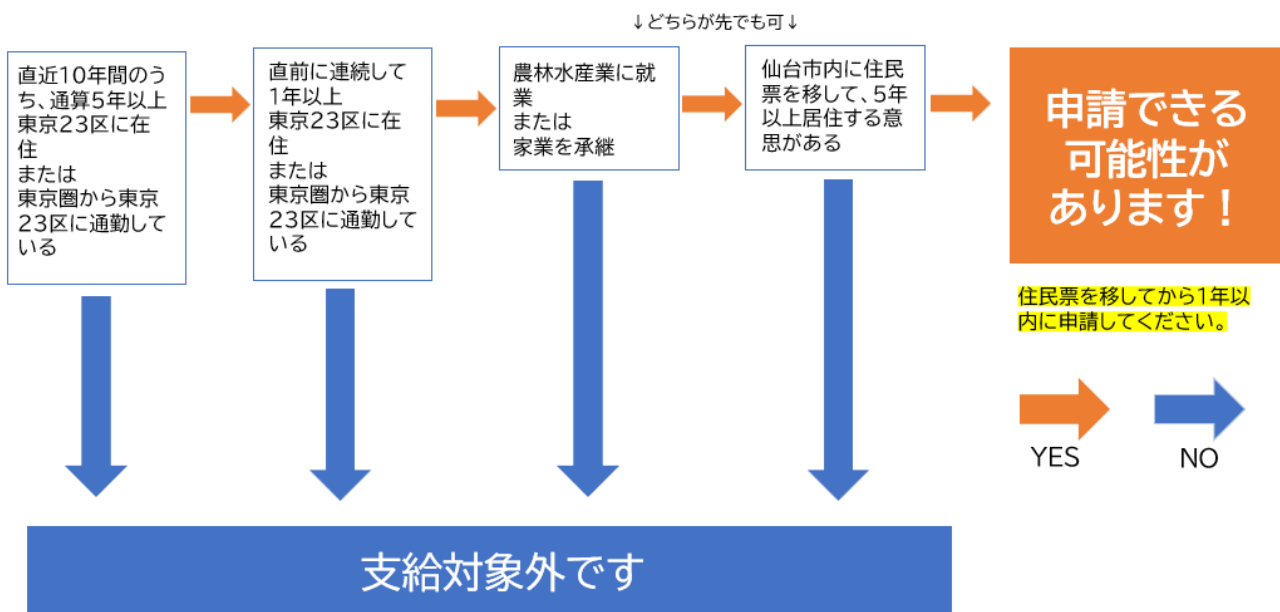


※個人事業主の方・企業経営者の方は移住前後で同様の業務を行うことを証明できることが条件となります。

次の（ア）～（ウ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務を引き続き行うこと。
（イ）	移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
（ウ）	地域未来交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

#### 4.2.4 関係人口の場合（(1)農林水産業に従事・(2)実家の家業を承継）



#### 4.2.4. (1) 農林水産業に就業の場合

次の（ア）～（オ）の全てに該当する必要があります。

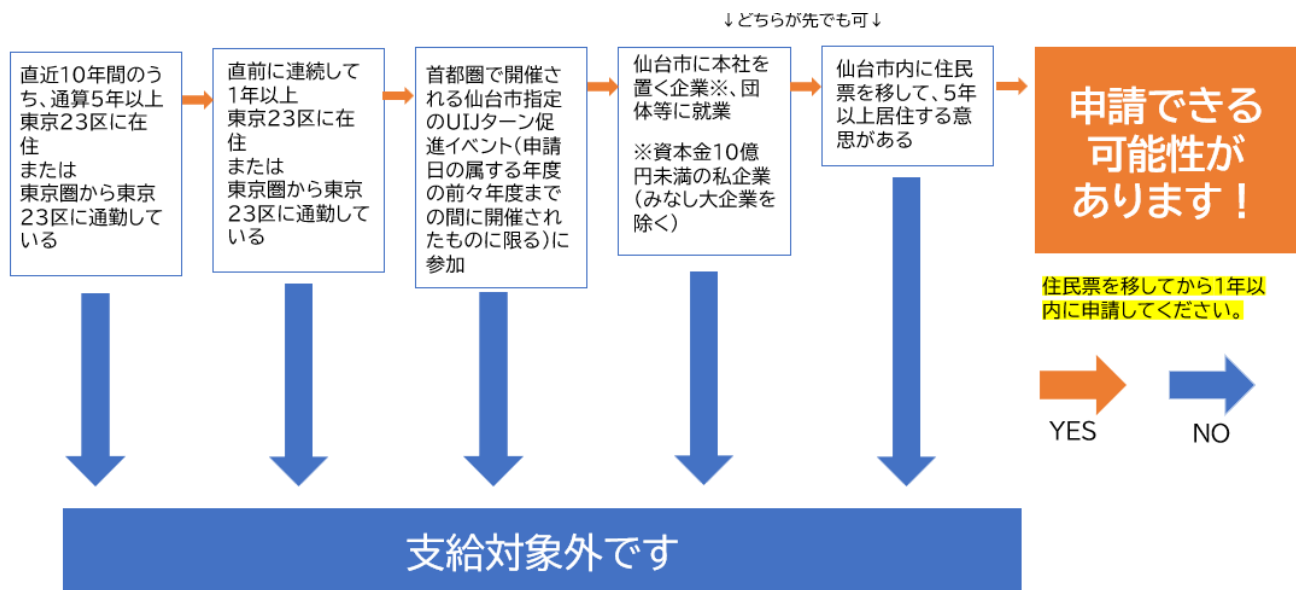
（ア）	申請時において農林水産業に就業していること。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
（イ）	もっぱら自家消費を目的としていないこと。
（ウ）	移住支援金の申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
（エ）	転勤、出向、出張、研修等によるものではなく、自己の意思によること。

#### 4.2.4. (2) 家業の承継の場合

次の（ア）～（オ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	申請時において家業を承継していること。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
（イ）	もっぱら自家消費を目的としていないこと。
（ウ）	移住支援金の申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
（エ）	転勤、出向、出張、研修等によるものではなく、自己の意思によること。

4.2.4. (3) 関係人口の場合 ((3) UIJ ターン促進イベント参加後に就業)



次の (ア) ~ (カ) の全てに該当する必要があります。

(ア)	就業先の企業が行う求人へ応募する前に、首都圏において開催される本市が指定する UIJ ターン促進イベント（申請日を含む年度の前々年度までの間に参加したものに限り）に現地参加していること。本市が指定するイベントは HP でご確認ください。
(イ)	(ウ) ~ (オ) の要件を満たした企業に就業したこと。 ※仙台市に移住する住民異動の届出と前後することは差し支えありません。
(ウ)	就業先が本市内に本社・本店を有する企業、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、商工会議所、商工会または商店街振興組合であること。
(エ)	就業先の企業が次のサイトにおける「仙台市において登録対象としている産業分野（業種）一覧」に掲げる産業分野に位置づけられること。 ( <a href="https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/jigyosha/kezai/jigyosho/ijuushien/houjinboshuu.html">https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/jigyosha/kezai/jigyosho/ijuushien/houjinboshuu.html</a> ) ※仙台市の移住支援金の一般就業要件の対象法人として登録を可能としている産業分野。
(オ)	就業先が資本金（資本金の概念がない法人格の場合は問わず）10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、市長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）、みなし大企業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者、暴力団等の反社会的勢力又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人、公法人及び第三セクターではないこと。
(カ)	週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該企業に在職していること。

(キ)	就業先の企業に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意志を有すること。
(ク)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### 4.3 その他要件（就業、起業、テレワーク、関係人口共通）

次の（ア）～（オ）の全てに該当する必要があります。

(ア)	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(イ)	日本人であること、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者（※1）のいずれかの在留資格を有すること。
(ウ)	申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。※2
(エ)	仙台市税を滞納していないこと。
(オ)	宮城県及び仙台市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

※1 「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者となります。また、「特別永住者」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者となります。

※2 移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、18歳以上となり、また当該申請時から5年以上経過し、仙台市及び宮城県が認める場合を除きます。

#### 4.4 世帯で移住する場合の要件

次の（ア）～（エ）の全てに該当する必要があります。

(ア)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
(イ)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
(ウ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において仙台市への転入後1年以内であること。
(エ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

#### 4.5 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合の要件

次の（ア）～（オ）の全てに該当する必要があります。

(ア)	申請者を含む18歳未満の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
(イ)	申請者を含む18歳未満の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
(ウ)	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、申請時において仙台市への転入後1年以内であること。
(エ)	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(オ)	18歳未満の世帯員が、移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳

未満であること。

※ 18歳未満の世帯員を加算する場合は、申請時において出生していることが条件。また、移住元転出時に胎児であった場合は、母子健康手帳等により、移住前に同一世帯に属していたことを確認します。

## 5 申請書類

申請書類は、移住元における区分、移住先における就業の区分等により異なります。詳細は表をご確認の上、必要書類をご準備ください。

※様式番号のあるものは、指定の様式を提出いただく必要があります。様式は仙台市ホームページからダウンロードしてください。

	対象者	提出書類	備考・詳細
1	全員	宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請兼実績報告書	様式第1号
2	全員	写真付き身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限があるものは有効期限内であること。</li> <li>記載されている内容（氏名・住所等）が現状と一致していること。</li> <li>個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。</li> <li>例：運転免許証、マイナンバーカード（マイナンバーの記載がない面）等</li> </ul>
3	全員	仙台市の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行後3か月以内に限る。世帯での移住の場合は、世帯全員（世帯主と続柄）が確認できるもの。</li> <li>個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。</li> </ul>
4	全員	移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類 （住民票の除票、戸籍の附票）	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の移住元の住民票の除票 ※世帯の場合は世帯員全員分（世帯主と続柄が確認できるもの。）</li> <li>申請者本人は、仙台市転入前の直近の居住地での在住期間が5年未満の場合、「3.1 移住元に関する要件」で掲げる算入期間に対応した市区町村分すべてのものが必要。（具体例：戸籍の附票の写しもしくは住民票の除票の写し）</li> <li>個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。</li> <li>18歳未満の世帯員として加算する者が、移住元転出時において胎児であった場合は母子健康手帳の氏名・発行市町村名・発行日が確認できるページの写し</li> </ul>
5	必要に応じ	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第1号にて、経済局商業・人材支援課が申請者の仙台市市税納付状況を、税務担当課に照会することについて同意しなかった場合は提出が必要。</li> <li>申請日前30日以内に交付を受けたもの。</li> </ul>

6	算入期間に  東京 23 区以外 の在住期間が 含まれる場合	東京 23 区での在勤地、 在勤期間等を確認でき る書類 ※企業が発行した就業 証明書、企業が発行し た在籍証明書 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏から東京 23 区にある企業等に雇用されて通勤 していた方のみ必要(東京 23 区内在住期間については 不要)。</li> <li>・算入期間中に転職されている場合は、移住元での算入 期間に通勤していた企業分全て必要。</li> <li>・内容は通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であっ たことを確認できる書類である必要があります。</li> <li>・具体例：東京 23 区で勤務していた法人等の就業証明書 等</li> <li>・在籍証明書等の様式は任意としていますが、必要な情 報を網羅したひな型を提供しますのでご相談くださ い。</li> <li>・テレワーク（個人事業主以外）での申請で、就業証明 書（様式第 2-2 号）を発行する企業分（移住元～移住 先で継続勤務する先）については、様式の特記事項欄 に以下①～③を記載することで省略が可能。①23 区内 での通勤地：○○区○○町○-○-○ ②通勤期間：○年○月○日～○年○月○日 ③雇用保険の被保険者番号：○○○○-○○○○○○○- ○</li> </ul> <p>（期間中に複数の通勤先がある場合は、通勤地ごとに期 間を記載）</p>
7	移住元に関す る要件で掲げ る算入期間に 東京 23 区内へ の通学期間を 算入する場合	在学地・在学期間が確 認できる書類 ※卒業証明書や、成績 証明書等	在学地・通学期間の確認書類は案件ごとに判断いたしま す。ご不明な点は仙台市経済局商業・人材支援課までご 相談ください。
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業</li> <li>・テレワーク （個人事業主・ 法人経営者以 外）</li> <li>・関係人口</li> </ul> <p>で申請の場合</p>	指定様式の就業証明書	<p>発行後 3 か月以内に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業 【移住支援金対象求人に就業】様式 2-1 号 【専門人材事業】様式 2-1 号※専門人材用</li> <li>・テレワーク 【個人事業主以外】様式 2-2 号※テレワーク用</li> <li>・関係人口 【農林水産業に就業・家業を承継】様式 2-3 号※関係人 口 (1) 農林水産業に就業 (2) 家業を承継用 (P19 の Q &amp; A もご覧ください)</li> <li>【イベント参加後に就業】様式 2-3 号※関係人口 (3) 指 定の UIJ ターン促進イベント参加者用</li> </ul> <p>※指定の様式を利用し、所属企業等に証明いただく必要 があります。</p>

9	法人経営者がテレワークで申請を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業証明書 様式第2-2号</li> <li>・移住前後で同様の事業を行うことを証明する書類</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> </ul>	<p>【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第2-2※テレワーク用（法人の代表者名で発行）</li> <li>・取引や業務の継続性を確認できる請求書や業務完了書、その入金を確認できる通帳の写し等（同一の取引先で、移住前に行った業務1か月分と移住後に行った業務1か月分）</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書</li> </ul> <p>【東京圏在住で23区へ通勤していた場合】 「3.1 移住元に関する要件」で掲げる算入期間に対応した期間分の法人税の納税証明書</p>
10	個人事業主がテレワークで申請を行う場合	詳細は備考を参照	<p>【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎明書（移住元での業務を週20時間以上のテレワークで移住先でも継続して実施していることを証明するために申請者自身が作成。）</li> </ul> <p>※様式は任意としていますが、必要な情報を網羅したひな型を提供しますのでご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書等の写し</li> <li>・開業届の写し又は直近の確定申告書の写し</li> <li>・業務委託契約を結んでいる企業との取引や業務の継続性を確認できる請求書や業務完了書、その入金を確認できる通帳の写し等</li> </ul> <p>※以下①と②の期間を網羅する期間分必要。</p> <p>①申請前に行った業務3か月分</p> <p>②同一の取引先で移住前と後に行った業務各1か月分</p> <p>【東京圏在住で23区へ通勤していた場合】 「3.1 移住元に関する要件」で掲げる算入期間に対応した期間分の・個人事業等の納税証明書等、算入期間分の実態を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23区での在勤地を証明する書類（移住元で事業拠点としていた不動産物件（自宅含む）の賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
11	起業で申請の場合	みやぎUIJターン起支援事業の交付決定通知書の写し	起業支援事業の交付決定を受けてから1年以内である必要があります。
12	申請者が外国人の場合	詳細は備考を参照	<p>【申請者が外国人であり、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国管理及び難民認定法の第19条の3の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する「在留カードの写し」を提出。</li> </ul> <p>【申請者が外国人であり、特別永住者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する「特別永住者証明書の写し」を提出。</li> </ul>

## 6 申請方法

郵送又は窓口への持参により、仙台市経済局商業・人材支援課までご提出ください。

## 7 申請期限

令和8年度については、令和9年1月31日(必着)までに書類を完備してご申請ください。

※ 年度途中で、予算が無くなり次第、交付申請の受付を締め切る場合があります。(期限日の変更となる場合は仙台市ホームページにてご案内します)。

## 8 交付の条件及び注意点

- (1) 仙台市は、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第11条の規定により、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消すとともに、申請者に通知をします。
- (2) 仙台市は、宮城県が定める「移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第5の1(2)及び「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第11条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。ただし、雇用企業の倒産、病気、災害等のやむを得ない事情があるものとして仙台市が認めた場合はこの限りではありません。

<全額返還>

- 虚偽その他不正の手段により移住支援金の交付の決定又は交付を受けた場合
- 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、県外市町村に転出した場合
- (就業の場合のみ)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

<半額返還>

- 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外市町村に転出した場合

※ 納期日までに返還しなかった場合、その未納額につき宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第12条に基づき遅延損害金を納付する必要があります。

- (3) 仙台市は、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第15条の規定により、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。
- (4) 受給者は、申請書や通知書等の書類を、申請日から5年間保存しなければなりません。

## 9 転出する場合の手続きについて

支援金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは、仙台市経済局商業・人材支援課まで「宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第8号）」をご提出ください。

## 10 その他

返還要件への該当有無等を確認するため、移住支援金交付後も交付申請者に書類提出等を求める場合があります。申請書の写しや通知書等の書類を、申請日から5年間保存してください。

また、本事業の内容や本市の人材確保施策に関してアンケート調査などを依頼することがございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、お預かりした書類は基本的に返却いたしません。所定の保管期間の経過後、当方で責任をもって破棄させていただきます。

## 11 Q & A

Q 就業先は仙台市ですが、移住先は仙台市外となります。申請はどちらにすればよいですか？

A 移住支援金は、「移住先の市町村（＝住民票を異動した市町村）」にて申請してください。

Q 申請書の様式はどこで入手できますか？

A 仙台市ホームページでダウンロード可能です。

<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/ijuushien/ijuushaboshuu.html>

Q 申請期限後に仙台市に移住してくる場合、申請はできませんか？

A 申請できるのは移住後1年以内です。次年度の予算措置がされれば申請ができる場合がございます。今後、制度が変わる場合もありますので、申請するタイミングで最新の手続を確認してください。

Q 申請時の本人確認書類はパスポートでもよいですか？

A 問題ございません。顔写真付きのページの写しをご提出ください。

Q 移住前、東京圏に在住し23区へ通勤をしていた場合、正社員としての就業でなくても該当するのでしょうか？

A 雇用保険の被保険者で、無期雇用の一週間に20時間以上労働する人であれば、就業形態は問いません。

- Q 実際には東京 23 区内に 5 年以上在住していましたが、住所変更の届出をしていなかったため、住民票上で確認できる 23 区内での在住期間が 5 年未満となっています。この場合、他の書類で補充することにより申請要件を満たすことは可能ですか？
- A 住民票（除票含む）に記載されていない期間については、在住期間として一切認めることができません。
- Q 同一世帯に属する世帯員として認められるには、移住元と一緒に在住していた期間が短くても問題ありませんか？
- A 移住元からの転出時点と、移住支援金の申請時点のそれぞれで、同一世帯に属していれば、移住元での在住期間が短くても問題ありません。
- Q 申請者と世帯員が違うタイミングで移住している場合は申請上問題になりますか？
- A 新規就業や住居購入の都合上、申請者と世帯員の転入・転出のタイミングが相違する場合も想定されますが、申請可否に影響しません。ただし、世帯として申請する場合は、世帯に含める方も申請時に転入後 1 年以内であることなどが必要です。
- Q 夫婦での移住ではない場合も、世帯として申請することは可能ですか？
- A 原則として住民票上、同一世帯に属する者がいる場合は世帯として認められます。
- Q 妊娠中の移住の場合、注意点はありますか？
- A P9 記載の通り、移住元において妊娠していたことを確認するため、母子手帳の発行市町村と発行日が確認できるページ（例：表紙）の写しを提出いただく必要があります。また、申請は出生後に行う必要があります。
- Q 移住・申請時に育休を取得している予定ですが、支給対象になりますか？
- A 育休中・産休中でも対象になります。ただし、就業証明書の提出は必要です。
- Q 大学等への通学期間を移住元での要件に算入する場合、留意すべき点はありますか？
- A 東京 23 区内のキャンパスに通学していた期間のみ算入でき、算入年数は修業年限（高専は普通高校の期間を除いた 2 年、4 年制大学は 4 年）が上限となります。通学期間の確認書類は案件ごとに判断させていただきますので、ご不明な点は仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。
- Q 新規就業と関係人口の就業の場合、正社員でなくても該当しますか？
- A 無期雇用で一週間に 20 時間以上労働する人であれば、就業形態は問いません。
- Q 新規就業の場合、どのように 1 年以上就業していることを確認するのでしょうか？
- A 年に一度、就業先の企業等に電話で確認させていただきます。

Q テレワークで申請しようと思っておりますが、定期的に東京圏への通勤が発生します。どのくらいの頻度であれば問題ありませんか？

A 勤務先への通勤頻度が勤務日数の1/5を超える場合又は勤務先から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けている場合は、テレワークとして認定できません。

Q 官公庁職員ですが、テレワークで申請することは可能ですか？

A 公務員であっても、本手引き9ページ(3.3.3 テレワークの場合)に記載の要件を満たしていれば申請可能です。

Q テレワークの該当要件を詳しく教えてください。

A 雇用者(サラリーマン)の場合、移住元で勤務していた企業・部署に移住後も転職を伴わず継続して所属し、移住前と同じ業務(部分的でも可)に従事かつ仙台市の住所(原則自宅)を拠点としてリモートで仕事を行うこととしています。個人事業主の場合も、上記の趣旨に合致し、業務委託の形式で同じ事業(取引先や事業内容が同じ)をテレワークで行う場合は対象となりますが、詳しくは仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。

Q テレワークで移住し、その後の転職を考えています

A テレワークの場合、移住後1年以上働くことが要件ではないので、交付後に転職しても返還いただく必要はございません。

Q 法人経営者がテレワークで申請を行う際には、就業証明書の発行名義人を誰にしたらよいですか？また、必要書類について教えてください。

A 法人の代表者名で発行してください。必要書類については、本手引きの12ページ(5 申請書類)に記載の書類が必要となります。詳しくは仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。

Q 現在フリーランスで事業を行っており、移住後もテレワークで同じ業務を行う予定です。テレワークで移住支援金を申請する際に提出が必要な書類を教えてください。

A 本手引きの12ページ(5 申請書類)をご覧ください。ご不明な点等ございましたら、仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。

Q 農林水産業に経営者として、またはフリーランスとして移住支援金を申請する際に提出が必要な書類を教えてください。

A 本手引きの12ページ(5 申請書類)に記載の全員が対象の書類は共通で提出が必要です。就業状況に関する書類については、下記のような書類が必要となります。

- ・申請者が登録されている関係団体(農業委員会、森林組合、漁業協同組合等)や委託元(取引先)に提出している書類(営農計画書等)の写し等
- ・取引先からの請求書や業務完了届の写し等

Q 家業を継承して移住支援金を申請する際に提出が必要な書類を教えてください。

A 本手引きの 12 ページ (5 申請書類) に記載の全員が対象の書類は共通で提出が必要です。就業状況に関する書類については、下記のような書類が必要となります。

- ・法人の登記事項証明書の写し等をご提出ください。
- ・個人事業主で上記書類の取得が困難な場合は、他の書類に基づく合理的な説明があればそれをもって確認することも可能です。

Q 学校法人に教員として転職した場合、関係人口枠の対象となりますか？

A 移住後の就業先が公務員でなければ対象となります。

Q 一般社団法人、学校法人等の場合、資本金要件はどのように考えますか？

A 営利を目的とする私企業でない場合は、資本金要件は考慮しません。

Q どのような場合に移住支援金の返還義務が発生しますか？

A 本手引きの 15 ページ (8 交付の条件及び注意点) に記載がありますのでご確認ください。

Q どのように仙台市に 5 年居住しているかの確認をするのでしょうか？

A 定期的に住民票を確認させていただきます。

## 提出・問合せ先

---

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

仙台市経済局商業・人材支援課 人材支援係

電話：022-214-1007

メール：[ijushienkin@city.sendai.jp](mailto:ijushienkin@city.sendai.jp)

## 仙台市移住支援金事業に関する情報・各種お知らせ等の掲載ページ

---

- 仙台市ホームページ（移住支援金事業に関する案内、様式ダウンロードはこちらから）  
<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/ijuushien/ijuushaboshuu.html>
- みやぎ移住・交流ガイド（移住支援金一般就業対象求人の検索はこちらから）  
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/work>
- みやぎ移住サポートセンター（宮城県への移住の相談総合窓口）  
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/ijusodan>
- みやぎおすび（宮城県へUIJターン就職を希望する学生のための相談窓口）
- 仙台で働きたい！（関係人口の要件の一つとして仙台市が指定するUIJターン促進イベントの情報ははこちらから）  
<https://sendaidehatarakitai.jp/>
- CROSS SENDAI（仙台での仕事や暮らし、企業のリアルな声や日々の生活を動画等でお届けします）  
<https://cross-sendai.jp/>